附則第三十条第三項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項中「第四百四十四条第一項第二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第四項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項中「第四百四十四条第一項第二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第五項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、「第四百四十四条第一項第二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第六項を次のように改める。

6　前三項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項	前項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項各号	前項各号
第三項	前二項	同項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項

附則第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　平成二十九年度分及び平成三十年度分

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間　平成三十年度分及び平成三十一年度分

附則第五十七条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　平成二十九年度分及び平成三十年度分

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間　平成三十年度分及び平成三十一年度分

第二条中地方税法第二十三条第一項の改正規定、同法第五十五条の二第一項の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定、同法第五十五条の五第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の三第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の四第一項の改正規定、同法第七十二条の三十九の五第一項の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定、同法第三百二十一条の十一の二第一項の改正規定、同法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定、同法附則第八条の改正規定、同法附則第八条の二第一項の改正規定及び同法附則第九条第十項の改正規定を削り、同法附則第十二条の二の九の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

附則第十二条の二の九の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十二条の二の十　営業用の自動車に対する第百五十七条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

第二条中地方税法附則第十二条の三の改正規定を次のように改める。

附則第十二条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。」を「第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ。」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百四十七条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第百四十七条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項中「第百四十七条第三項」を「第百七十七条の七第三項」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第二条のうち、地方税法附則第三十条第一項の改正規定中「有しないもの」の下に「をいう。第三項第一号において同じ」を、「電気軽自動車」の下に「をいう」を、「定めるもの」の下に「をいう。同項第二号において同じ」を加え、「同条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「天然ガス軽自動車」の下に「をいう」を加え、「「同項第二号」を「第三項第二号」に」を削り、「規定する」に改め」の下に「「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り」を加え、「「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え」を削り、同条第二項から第六項までの改正規定を次のように改める。

附則第三十条第二項中「第四百四十四条第二項」を「第四百六十三条の十五第二項」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第二条中地方税法附則第五十三条の次に一条を加える改正規定を削り、同法附則第五十四条の改正規定を次のように改める。

附則第五十四条を次のように改める。

第五十四条　削除

第二条中地方税法附則第五十六条の二の次に一条を加える改正規定を削り、同法附則第五十七条の改正規定を次のように改める。

附則第五十七条を削る。